

## 議案第9号

### 狭山市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

狭山市建築基準法等関係事務手数料条例（平成18年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2の53の項第1号ウ（ア）中「床面積」の次に「（建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）Iの第2の2の2—3（2）ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。以下このウ及び別表第2の55の項第1号ウにおいて同じ。）」を加え、同項第2号ウ中「共同住宅」の次に「（建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準Iの第2の2の2—3（2）ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した共同住宅を除く。別表第2の55の項第2号ウにおいて同じ。）」を加え、同表57の項第2号中「建築物省エネ法」を「第1号イ以外の場合で、建築物省エネ法」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「建築物省エネ法」を「前号ア以外の場合で、建築物省エネ法」に改め、同号ア（ア）中「（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項及び別表第2の63の項において同じ。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- （1）建築物省エネ法第30条第1項の認定を受けたことを示す書類として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第25条第2項（同規則第28条において読み替えて準用する場合を含む。）の通知書又はその写し及び同規則第23条第1項若しくは第27条の申請書の副本又はその写しが提出された場合（建築物省エネ法第29条第3項に規定する他の建築物に限る。）

ア 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合

（ア）床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。

以下この項及び別表第2の63の項において同じ。）が300平方メートル未満のもの 11,000円

（イ）床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 31,000円

（ウ）床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満

のもの 94,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 149,000円

(オ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 188,000円

(カ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 235,000円

イ 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,500円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 47,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 74,500円

(オ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 94,000円

(カ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 117,500円

別表第2の58の項中「次に掲げる」を「一の建築物ごとに次に掲げる」に改め、同項第1号イ(ア)中「床面積」の次に「(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。以下このイ、次号イ、別表第2の60の項第1号イ及び第2号イ並びに同表62の項第1号イ、第2号イ及び第3号イにおいて同じ。)」を加え、同表60の項中「次に掲げる額を合算して得た金額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額。ただし、新たに追加される建築物については、別表第2の58の項手数料の金額の欄に定める額とする。」に改め、同表62の項第3号中「ロ(2)」の次に「又はイ(3)及びロ(3)」を加え、同表63の項中「(平成28年国土交通省令第5号)」を削り、同項第2号中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」を「第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」を「前号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 建築物省エネ法第30条第1項の認定を受けたことを示す書類として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第28条において読み替えて準用する同規則第25条第2項の通知書又はその写し及び同規則第27条の申請書の副本又はその写しが提出された場合（建築物省エネ法第29条第3項に規定する他の建築物に限る。）

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,500円

ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 47,000円

エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 74,500円

オ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 94,000円

カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 117,500円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月21日提出

狭山市長 小谷野 剛

#### 提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の改正により、複数建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定事務及び省エネ性能に係る評価方法の簡素化に伴う認定事務が追加されたことに伴い、新たな手数料を定めるとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。